

参考資料

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
<p>一〇三十一[*]（略）</p> <p>三十二 自転車用ヘルメット型エアバッグ（压力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一八八グラム以下であること。</p> <p>ロ 压力容器封板開放装置は、電気点火により、压力容器の封板を開放する構造であること。</p> <p>ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。</p> <p>ニ 压力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>三十三 自動二輪車用着衣型エアバッグ（压力容器付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの</p>	<p>一〇三十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

*現時点においては、当該告示に第三十一号は存在しない。

<p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下このイにおいて同じ。）の量が〇・一八八グラム以下であること。ただし、二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合には、圧力容器封板開放装置内の火薬の量がそれぞれ〇・一八八グラム以下であること。</p>
<p>ロ 圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。</p>
<p>ハ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。</p>
<p>ニ 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。</p>
<p>ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p>
<p>三十四 針なし注射器用アクチュエーターであつて、次の要件を満たすもの</p>
<p>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。</p>
<p>ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以下であること。</p>
<p>ハ 電気点火により、ピストン（最大変位が五十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。</p>
<p>ニ 火薬を再度充填することができず、再使用できない構造であること。</p>
<p>ホ 本体は、ステンレス鋼その他の合金製であること。</p>

（新設）

参考資料

へ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ト 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。

チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。